

マイナンバーカードを  
お持ちの方は!

# オンラインで転出の 届け出・転入の予約ができます!

「マイナポータル」というサイトを通して、オンラインで転出の届け出・転入の予約をすることができます。これによって、これまでの住所の市町村の窓口で転出届を出す手間がなくなり、転入先の窓口へ行くだけで住所変更のお手続きが済みます。  
※別途、水道や税金・国保等のお手続きがある場合があります。



**スマートフォンの場合**・・・マイナポータルアプリをダウンロードし、スマートフォンでマイナンバーカードを読み取り、届出情報を入力して送信!

**パソコンの場合**・・・マイナポータルのサイトへアクセスし、カードリーダーでマイナンバーカードを読み取り、届出情報を入力して送信!



オンラインでのお手続きには利用者証明用電子証明書（4桁の数字の暗証番号）にあわせて、署名用電子証明書の発行が必須です。カード交付時に6桁以上の数字と英語の混ざった暗証番号を設定していない方は、住民課お客さま窓口にて設定してください。また、15歳未満の方は署名用電子証明書を発行できません。

お問い合わせは住民課お客さま窓口（電話 32-2500・2422）まで



## パスポートの手続きについてお知らせです



### 旅券法令が改正されました

旅券法令の改正にともない、令和5年3月27日から旅券（パスポート）申請手続きが一部変更となりますのでお知らせします。

#### ●戸籍確認書類が戸籍謄本のみになります

添付する戸籍確認書類が戸籍抄本では受け付けられなくなります。

#### ●旅券（パスポート）申請の一部がオンラインでできます

旅券の残りの有効期限が1年未満で、記載内容に変更がなく新しい旅券を申請する場合などにオンライン申請ができるようになります。申請はオンラインでできますが、受取はこれまでどおりご本人が窓口にお越しいただく必要があります。

オンライン申請を行う窓口は当面の間、パスポートセンターまたは振興局のパスポート窓口のみとなり、マイナポータルを通じて選んでいただいた受取窓口での交付となります。その場合、役場窓口で受け取ることはできませんので、役場窓口での交付を希望される方は、これまで同様窓口にお越しいただき、紙の申請書での申請となります。

#### ●未交付失効旅券がある場合の手数料の新設

旅券を申請したが発行後6か月以内に受領せず同旅券が失効した場合で、失効後5年以内に新たな旅券を申請する場合は、手数料が通常より6,000円高くなります。



#### ●査証欄（ビザページ）増補の廃止

その他の変更点・詳細は外務省のHPをご確認ください。  
(外務省HP) <https://www.mofa.go.jp/mofaj/index.html>